

項目	条例（抜粋）	国通知（抜粋）	今回の県通知 （国通知のほか、以下の点に留意すること）
<p>非常災害に対する具体的な計画 （条例第8条第2項）</p>	<p>（非常災害対策） 第8条 1 （略） 2 養護老人ホームは、その立地条件を踏まえた非常災害に対する具体的計画を立て、当該非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。 3 （略）</p>	<p>第1の「7 非常災害対策」 （1）、（2） （略） （3）「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている特別養護老人ホームにあつてはその者に行わせるものとする。 （4） （略）</p>	<p>（1）計画の作成に当たっては、施設のおかれた立地条件及び施設の実態、地域の状況も踏まえ検討を行うこと。特に、施設が土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所、水防法に基づき指定された浸水想定区域、並びに津波浸水想定区域等に所在しているか否かを確認し、当該区域に所在している場合はその災害を想定した防災訓練、避難体制について計画に盛り込むこと。 （2）計画については、緊急時の体制（連絡体制、避難誘導体制等）、避難経路、避難場所等の確保、被災後の安全確認、市町村・医療機関等との協力・連絡体制の確保など施設の実態に応じた必要な事項を定めておくこと。</p>